

令和8年4月17日

課名 土木建築局港湾振興課

担当者 課長 吉牟田

内線 4018

課名 土木建築局港湾漁港整備課

担当者 課長 前原

内線 4002

## 第2回草津漁港のBCP協議会の開催結果 及び草津漁港のBCP策定について

### 1 要旨・目的

草津漁港において地震等の大規模災害発生時における業務継続計画（以下、「BCP」という。）の策定に向けて、関係団体、関係行政機関で構成する「草津漁港BCP協議会（第2回）」を開催し、第2回協議会の議論を踏まえ草津漁港BCPを策定（令和8年3月30日）したので報告する。

### 2 現状・背景

水産庁では、「漁業地域における水産物の生産・流通に関するBCPガイドライン（平成29年2月）」を策定し、大規模災害発生時においても水産物の生産・流通を早期に再開するため、発災前後における各関係者がすべき行動をとりまとめた、漁港のBCPの策定を推進している。

このため、本県では漁港背後に市場機能を有し、水産物の流通拠点として機能している草津漁港（第三種漁港）において、BCPを策定した。

### 3 概要

#### (1) 実施主体

広島県

#### (2) 開催日時

令和8年3月18日（水）10:00～11:05

#### (3) 場所

広島港湾振興事務所（広島市南区出島二丁目34番7号）

#### (4) 実施内容

##### ア 議事

（ア）第1回協議会の意見とその対応・回答

（イ）草津漁港BCPの策定について

##### イ 協議会会員等からの主な意見

（ア）草津漁港BCPを運用していくには、関係者の協力が不可欠である。

（イ）BCPの素案からの変更点については、変更内容及び理由が分かるように整理すること。

### 4 草津漁港BCPについて

概要版は別紙1、本文は別紙2のとおり

### 5 今後の予定

実効性を高めるため、定期的な訓練を実施し、必要に応じ計画を見直していく。

また、令和8年4月17日（金）15時に、県のホームページで公表する。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/103/bcp-keikaku.html>

## 【策定趣旨】

草津漁港BCPは、草津漁港における水産物の生産・流通に携わる関係者などの生活を守り、地域経済への影響を抑えるために、災害発生時に水産物の流通への影響を軽減させることを目的として策定した。

### ●草津漁港BCPの構成

#### 1.はじめに

BCPの必要性、草津漁港BCPの概要、BCP協議会メンバーについて記載。

#### 2.基本情報

草津漁港の地域特性や漁業に関する基本的な情報を記載。

#### 3.想定される災害

草津漁港で想定される災害及び復旧における問題点・課題について記載。

#### 4.発災前にすべきこと

被害を最小限に留めるため、あるいは、被災後に、早期復旧を図るための事前対策を記載。また、草津漁港BCPに係る訓練や、草津漁港BCPの見直しについて記載。

#### 5.発災後にすべきこと

発災後に実施すべきこととその手順を記載。発災後は、情報収集、BCP協議会の開催、事後対策の実施を通して、水産物の生産・流通機能の早期復旧を図る。

### ●草津漁港BCPの概要

#### ・想定される災害

高潮(台風) :	室戸、伊勢湾台風級	浸水面積62.9km <sup>2</sup>
地震 :	安芸灘～伊予灘～豊後水道地震	最大震度6弱
津波 :	南海トラフ巨大地震	最大津波水位(T.P.)3.6m

#### ・発災前にすべきこと

##### 事前対策の実施

BCP協議会メンバーが、草津漁港BCPに基づき復旧体制の構築等を実施

##### 草津漁港BCPの普及

草津漁港BCP協議会が草津漁港BCPの普及啓発活動を実施

##### BCP訓練の実施

BCP訓練を実施し、訓練を通じた問題点・課題を抽出

##### 草津漁港BCPの見直し・改善

BCP訓練等を通して明らかとなった問題点・課題を解消するため、草津漁港BCPの見直しを実施

#### ・発災後にすべきこと

##### 情報収集

BCP協議会メンバーの状況や漁港施設の被災状況等の情報収集

##### BCP協議会の開催準備

開催場所の確保、機材の準備、被災状況の確認、復旧期間の検討等

##### BCP協議会の開催

BCP協議会を開催し、情報共有や復旧方針を協議

##### 事後対策の実施

BCP協議会で協議した復旧方針および予め検討していた復旧ルールを基に、被災施設等の復旧を行う

# 草津漁港における水産物の 生産・流通に関する業務継続計画

令和8年3月

草津漁港BCP協議会

# 目次

草津漁港BCPの構成 .....	1
1. はじめに .....	2
1.1. 背景 .....	3
1.2. BCP協議会 .....	4
2. 基本情報 .....	7
2.1. 基本情報について .....	8
2.2. 地域特性について .....	9
2.3. 草津漁港の漁業について .....	10
3. 想定される災害 .....	16
3.1. 想定される災害について .....	17
3.2. 想定される災害の整理 .....	18
3.3. 想定される被害及び問題点・課題の把握 .....	26
4. 発災前にすべきこと .....	30
4.1. 発災前にすべきこと .....	31
4.2. 事前対策の実施 .....	32
4.3. 草津漁港BCPの普及 .....	36
4.4. BCP訓練の実施 .....	37
4.5. 見直し・改善 .....	39
5. 発災後にすべきこと .....	40
5.1. 発災後にすべきこと .....	41
5.2. 情報収集 .....	43
5.3. BCP協議会の開催準備 .....	47
5.4. BCP協議会の開催 .....	49
5.5. 事後対策の実施 .....	51

草津漁港における水産物の生産・流通に関する業務継続計画

【改訂履歴】

20●年（令和●年） ●月●日	○「草津漁港における水産物の生産・流通に関する業務継続計画」新規策定

## 草津漁港BCPの構成

✓草津漁港BCPは5部で構成している。

草津漁港BCPは「通常時（発災前）に見る箇所」の4部構成に「発災後に見る箇所」を加えた5部で構成される。

また、必要な箇所を素早く参照するために、各部の冒頭に章ごとのページ番号を記載している。

通常時（被災前）に見る箇所

### 1. はじめに

共通編の「1. はじめに」では、BCPの必要性、草津漁港BCPの概要、BCP協議会メンバーについて記載。

### 2. 基本情報

共通編「2. 基本情報」では、草津漁港の地域特性や漁業に関する基本的な情報を記載。

### 3. 想定される災害

各対策編の「3. 想定される災害」では、草津漁港で想定される災害及び復旧における問題点・課題について記載。

### 4. 発災前にすべきこと

各対策編の「4. 発災前にすべきこと」では、被害を最小限に留めるため、あるいは、被災後に、早期復旧を図るための事前対策を記載。また、草津漁港BCPに係る訓練や、草津漁港BCPの見直しについて記載。

被災後に見る箇所

### 5. 発災後にすべきこと

各対策編の「5. 発災後にすべきこと」では、発災後に実施すべきこととその手順を記載。発災後は、「5. 発災後にすべきこと」を参照して、水産物の生産・流通機能の早期復旧を図る。

# 1. はじめに

---

## 1.1. 背景

✓草津漁港BCPは、草津漁港における水産物の生産・流通に携わる関係者などの生活を守り、地域経済への影響を抑えるために、災害発生時に水産物の流通への影響を軽減させることを目的として策定したものである。

広島県は全国一のかき生産量を誇り、中でも草津漁港はかきの生産加工拠点として県内漁港全域の約7.5%の生産量を占めているとともに、県内唯一の第3種漁港として、漁獲物の広域的な流通機能を担う流通拠点漁港として位置付けられている。また、中央卸売市場が背後にあることから、多くの漁業関係者が従事しており、水産物の流通・生産機能を担っている。

一方、平成13年に発生した「芸予地震」において、草津漁港地域は、広島県南部を震源とするM6.4（震度5～6）の地震が発生し甚大な被害を受けており、その後、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、30年以内にM8～M9クラスの地震が70%～80%の確率で発生する恐れがあることから、大規模災害への対応が必要不可欠である。

特に大規模災害の発生により水産物の生産・流通が滞れば、水産物の安定供給が不能となる。また、漁業関係者や市場関係者、加工業者、運送事業者等は経営不振となり、ひいては地域経済に大きな影響を及ぼすこととなる。このような影響を最小限に留めるには、大規模災害時においても漁業地域が一体となり水産物の生産・供給機能を維持して供給量を確保するための策を講じることが有効である。

業務継続計画（BCP:Business Continuity Plan）は企業や組織が大規模災害や事故等の被害を被った際に、関係各所との業務が中断しない、もしくは仮に中断したとしても早期に復旧して通常業務を可能とすることを目的として、企業や組織で独自に計画されている場合が多い。一方で本件のような地域におけるBCPは、企業・組織のBCPとは性質が異なり、行政、漁業協同組合、漁業者、加工業者、流通業者等の様々な主体を対象として、包括した計画を立案しなければ計画が機能しない。そこで、中核となる業務の継続・早期復旧を可能とするためには、生産・加工・流通などに携わる関係各所と連携して、平常時に対応すべき事項、被災時に対応すべき事項、業務継続計画に向けた対応策や課題などを前もって把握し、計画しておくことが重要であるため、草津漁港BCPを策定した。



（出典：公益財団法人 地震予知総合研究振興会 HP）

図 1-1 芸予地震（平成13年3月24日） 震度分布

## 1.2. BCP協議会

### ✓草津漁港BCP協議会の役割・協議事項を示す。

水産物の生産・流通においては、漁場、漁港、市場、冷凍・冷蔵施設、加工場、運送業者、小売業者等が一体となっている。すなわち、漁業者だけでなく、行政、漁業協同組合、仲買業者、加工業者、運送業者等の多くの主体が経済活動を担っており、これらがかみ合うことで地域経済が成立している。

よって、草津漁港BCP協議会（以下「漁港BCP協議会」とする）は、草津漁港での水産物の生産・流通に関わる代表を構成員として設立する。

### <草津漁港BCP協議会の役割・協議事項>

#### ①事前対策および発生対策時における体制・役割分担を決定

○草津漁港BCP協議会は、漁業種類毎に実施すべき事前対策および事後対策を挙げ、実際にそれを実施する体制・役割分担を予め決定し、協議会メンバーへ周知徹底する。

#### ②対策の内容・方針の決定

○草津漁港BCP協議会は、発災前後における対策を効率的に実施するため、漁港機能等毎に発災前後における対策の内容を予め設定する。また、発災時には、対応方針を速やかに決定する。

#### ③計画策定後の実践・更新

○草津漁港BCP協議会は、草津漁港BCPの運用に向けた教育・訓練を実施する。また、計画の見直し・改善を続ける。

### ✓草津漁港BCPにおける災害発生時の連絡体制について

災害発生時は、各団体等が独自にBCPを発動しつつも、必要に応じて草津漁港BCP協議会に対して情報の提供・共有依頼を行う。また、草津漁港BCP協議会は各団体等の中心窓口となり、情報交換の主体を担うものとする。また、平常時に実施する運用や訓練、それらに係る事務作業等については会長が担う。

## 草津漁港BCP協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、「草津漁港BCP協議会」と称する。

(目的)

第2条 草津漁港において、「草津漁港における水産物の生産流通に関する業務継続計画」(以下、「草津漁港BCP」という。)の策定及び運用・改善を図る体制を構築するため、「草津漁港BCP協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(検討事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を協議し草津漁港BCPの策定を行う。草津漁港BCPの策定後は、必要に応じ内容の見直しを行い改正する。

- (1) 災害時における漁港機能の維持及び復旧方策に関すること。
- (2) 災害時における漁港関係機関の役割に関すること。
- (3) 災害時における関係者間の連絡体制及び情報共有方法に関すること。
- (4) 「草津漁港BCP」策定後の運用・改善に関すること。
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条 協議会の会員は、草津漁港に関連する行政機関、草津漁港を利用する漁業関係者、団体のうち別紙に掲げるものとする。

(会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、広島県広島港湾振興事務所長とする。
- 3 副会長は、広島県農林水産局水産課長とする。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(事務局)

第6条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、広島県広島港湾振興事務所とする。

(協議会の開催)

第7条 協議会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、第2条の目的を達成するために必要と認めるときは、会員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。

(議決)

第8条 協議会は、会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席会員の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(規約の変更)

第9条 この規約は、過半数の会員の承認がなければ変更することができない。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、協議会で協議の上これを定める。

(附則)

この規約は、令和7年11月12日から施行する。

(第4条別紙)

草津漁港 BCP 協議会 構成員

(敬称略、順不同)

役割	区分	団体名等
構 成 員	関係団体	広島市漁業協同組合
		井口漁業協同組合
	関係行政機関	広島県農林水産局水産課
		広島県土木建築局港湾振興課
		広島県土木建築局港湾漁港整備課
		広島県西部農林水産事務所
		広島県広島港湾振興事務所
		広島市経済観光局農林水産部水産課
		広島市経済観光局中央卸売市場中央市場
オブザーバー	関係行政機関	広島県危機管理監機器管理課

## 2. 基本情報

---

## 2.1. 基本情報について

✓ 草津漁港BCPの基礎となる基本情報を示す。

「2. 基本情報」では、草津漁港BCPを策定する上で基礎となった、草津漁港の基本情報について示している。

### 2.2 地域特性について

「地域特性について」では、草津漁港と周辺漁港の立地と、周辺地域における草津漁港の位置づけについて記載。

### 2.3 草津漁港の漁業について

草津漁港は、多様な漁業種類の生産・流通拠点となっており、その漁業種の特性について記載。



### 2.3. 草津漁港の漁業について

✓ 草津漁港の水産業を支える漁業種類及び取扱量・金額を示す。

草津漁港は広島市の西部に位置し、広島湾に面する第3種漁港である。

草津地区はかき養殖業の基地港として発展してきており、草津漁港におけるかき養殖の陸揚量は全体の約74%を占めている。また、漁港背後に広島市中央卸売市場が位置することから、近海で獲れた魚介類の集積地となっている。

また、井口地区では、たこつぼや刺網漁の他、わかめ養殖を行うとともに、地元産のあさりの復活に向けて、積極的な保護活動を進めているところである。

表 2-1 草津漁港の陸揚量

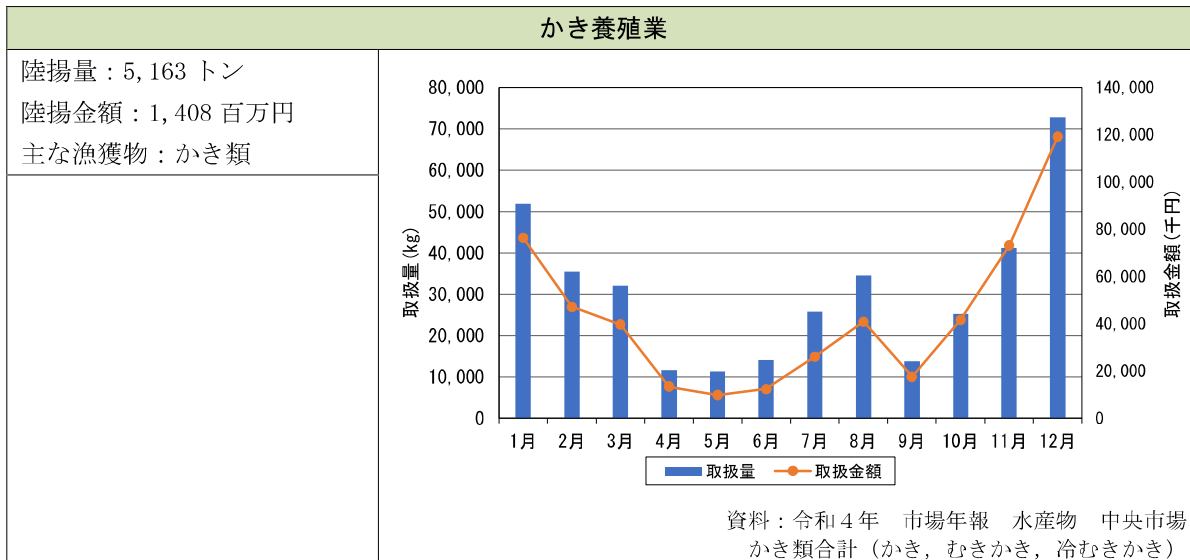
<b>R4 属地陸揚量 7,011.2 トン、R4 属地陸揚金額 3,304 百万円</b>	
陸揚量の割合	陸揚金額の割合
<p style="text-align: center;"><b>陸揚量(トン)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>運搬船搬入量内訳(トン)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>陸揚金額(百万円)</b></p>
<p>《代表漁業種類》</p> <p>○かき養殖</p>	<p>《代表魚種》</p> <p>○かき</p> <p>※運搬船搬入除く</p>

資料：草津漁港 港勢調査 令和4年

✓草津漁港の代表的な漁業種類の生産・流通特性を示す。

◆かき養殖業の特性

表 2-2 対象漁業種の概要(かき養殖業)



◆広島市中央卸売市場中央市場

広島市中央卸売市場中央市場、東部市場は、大阪と福岡のほぼ中間、中四国地方の中心に位置していることから、物流の集散地としての優位性を有している。



資料：広島市中央卸売市場 新中央市場建設基本計画

図 2-2 中四国地方と近隣都市との位置関係

中央市場は、大規模な物流の拠点として建設された広島市西部流通業務地区に位置しており、高速道路のインターチェンジ、物流拠点が集積する西風新都、都心部からも近距離にある。

また、西側に隣接する市場の関連施設用地には、中央市場の場内関係事業者各社が自社の倉庫・加工・配送等の施設を設置している。

中央市場は、全国の中央卸売市場の中で4番目に広い敷地を有し、青果・水産物・花きの3品目を取り扱う総合市場である。



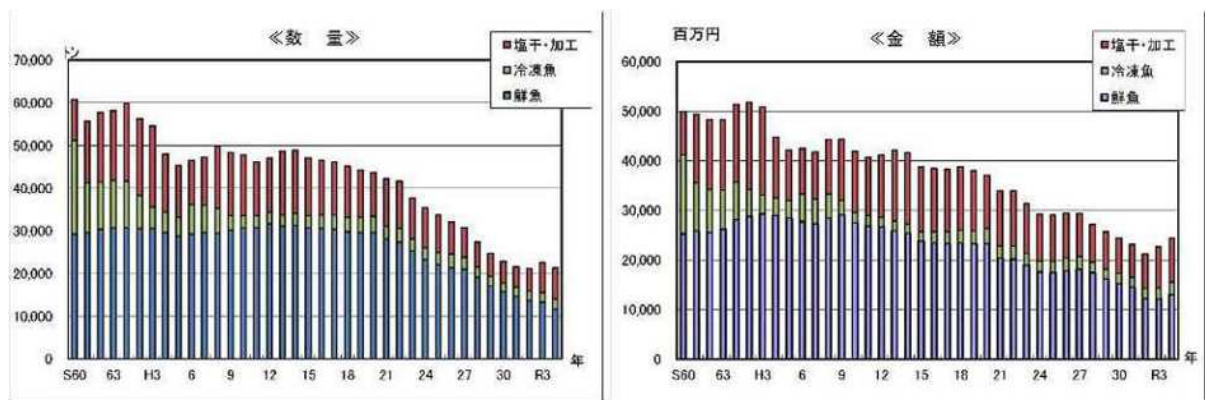
資料：広島市中央卸売市場 新中央市場建設基本計画

図 2-3 中央市場の全景と施設概要

近年、取扱高の低迷が続き、開設当初に比べ仲卸業者数が大きく減少するなど、場内事業者の多くが厳しい経営状況にある。

水産物の取扱数量のピークは、昭和60年の6.1万トンである。令和4年の取扱数量は2.1万トンであり、上記のピーク時に比べ、65%減少している。

また、取扱金額のピークは、平成2年の517億円である。令和4年の取扱金額は244億円であり、上記のピーク時に比べ、53%減少している。



資料：広島市中央卸売市場 令和4年 市場年報 水産物

図 2-4 中央市場取扱高の推移 種類別(鮮魚、冷凍魚、塩干・加工) 取扱高

✓各漁業種類の生産・流通過程において必要となる機能を示す。

草津漁港の漁業の生産・流通過程において、必要となる機能（項目）を、表 2-3 に示す。また、各漁業種の流通配置は図 2-5～図 2-6 に示すとおりである。

表 2-3 生産・流通過程において必要となる機能

生産 流通 課程	必要な 主な機能	機能維持のために 必要な施設・設備	機能低下時の漁業活動への影響の有無 【○】必要な機能、【-】不要な機能		
			かき養殖	漁労	陸上搬入
共通	必要な資器材 の供給	人	○	○	○
		水	○	○	○
		氷	○	○	○
		電気	○	○	○
		情報通信	○	○	○
		飲料水、食料	○	○	-
		漁船	○	○	-
		船舶燃料	○	○	-
		漁具、養殖資材	○	○	-
		照明灯	○	○	○
		事務所	○	○	○
漁場	漁業活動機能	漁場	○	○	-
		養殖施設	○	-	-
漁港	漁港機能	航路、泊地	○	○	-
		標識灯	○	○	-
		外郭施設	○	○	-
		係留施設(エプロン)	○	○	-
		用地	○	○	○
		倉庫	○	○	○
加工	加工機能	加工施設	○	○	-
		陸揚機械	○	○	-
		取水施設	○	-	-
		蓄養施設	-	○	-
		荷役機械	○	○	-
流通	輸送機能	臨港道路	○	○	○
		車両	○	○	○
		出荷先不足	○	○	○

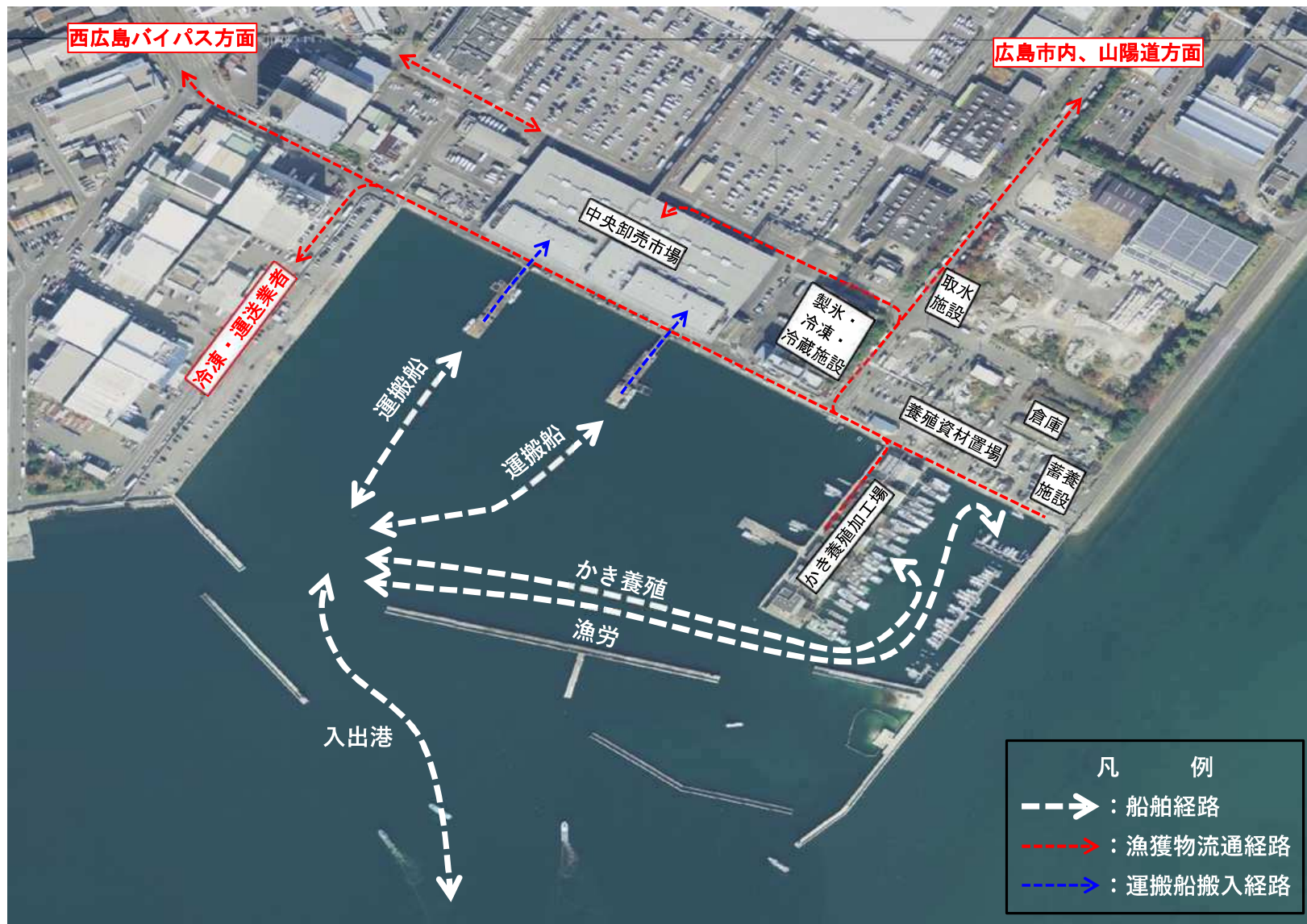


図 2-5 草津漁港流通経路図 (草津地区)



図 2-6 草津漁港流通経路図 (井口地区)

### **3. 想定される災害**

---

### 3.1. 想定される災害について

✓草津漁港BCPの想定される災害における被害規模を示す。

「3. 想定される災害」では、草津漁港BCPを今後、発生が予測される災害情報を整理し、草津漁港の被害規模について示している。

#### 3.2 想定される災害の整理

「想定される災害の整理」では、草津漁港にて発生が想定されている災害について、整理するとともに、漁港施設の被害想定を示している。

#### 3.3 想定される被害及び問題点・課題の把握

「想定される被害及び問題点・課題の把握」では、草津漁港の有する各機能について、災害の発生によって想定される被害の内容・程度について整理したうえで、対策の内容・優先順位の検討に資するよう、発災後の被害想定を踏まえた漁港機能の代替可能性又は復旧の難易度について、BCP上の問題点・課題を把握するとの観点から整理している。

## 3.2. 想定される災害の整理

✓ 今後、草津漁港において想定される地震・津波、高潮(台風)による災害被害を示す。

広島県では、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、広島県防災会議によって広島県地域防災計画（令和 7 年 5 月修正）が示されている。広島県地域防災計画は、災害対策を計画的に推進して防災体制を確立することを目的として作成されたものであり、広島県の風災害ほか自然災害に関する基本的情報が整理されている。

また、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて、津波浸水想定が行われている。津波浸水想定では、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と浸水（浸水深）が示されている。

高潮（台風）による被害については、平成 27 年 5 月に改正された水防法に基づき、想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域図を公表（令和 4 年 3 月）している。高潮による浸水想定区域図では、想定し得る最大規模の高潮による浸水区域、浸水深さ及び浸水継続時間が示されている。

### (1) 地震・津波

#### ■地震

広島県地震被害想定調査報告書（令和 7 年 10 月開催）において、広島県内の活断層、過去の地震（表 3-1）、地震発生状況などから地震動が設定され、地区別の震度予測が示されている（図 3-1～図 3-2）。この結果、“安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震”発生時には、広島県内における地震規模は M7.4 と設定されており、草津漁港では震度 6 弱の揺れが想定されている。

**想定地震：地震規模 マグニチュード 7.4、震度 6 弱【安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震】**

#### ■津波

広島県では、市町等による警戒避難体制を特に整備すべき区域として、津波防災地域づくりに関する法律第 53 条に基づく「津波災害警戒区域」（イエローゾーン）に指定され、「広島県地震被害想定調査検討委員会」において検討を行い、「最大クラスの津波」に対して総合的防災対策を構築する際の基礎となる「津波浸水想定図」を作成された。

広島県で想定されている浸水域と浸水深を図 3-3～図 3-5 に示す。これより、広島市では、津波到達時間 246 分、津波水位 3.6m の津波が想定されている。

**想定津波：津波到達時間 246 分、津波水位 3.6m【南海トラフ巨大地震】**

※最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定されているものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではない。

表 3-1 広島県に被害をもたらした主な過去の地震

発生年月日	地震名	マグニチュード	被害の概要						
慶安 2 年 (1649 年) 3 月 17 日	芸予地震	7.4±0.25	広島にて侍屋敷、町屋少々潰・破損多し。						
貞享 2 年 (1686 年) 1 月 4 日	芸予地震	7.0~7.4	広島城廻その他少しづつ破損したが大破ではなく、広島県中西部 199 ヶ村で被害。合計で家損 147 軒、蔵損 39 軒、社 3、寺 5、土手 4,734 間、石垣損 857.5 間、田畑損 1.19 町、死 2、死牛馬 3。宮嶋で大宮・五重塔などの屋根、瓦少損。石垣・井垣崩れあり。備後三原城の石垣はらみだす。錦帯橋橋台落ち、岩国で堀われ瓦落ちる。						
宝永 4 年 (1707 年) 10 月 28 日	宝永地震	8.4	全国広範囲で大被害。備後三原城で石垣はらみ、潰家多く、広島で城堀の水が路上に溢れ石垣の崩壊あり (町・郡内で全潰家屋 78、半潰 68)。						
嘉永 7 年 (1854 年) 12 月 24 日 安政元年※	安政南海地震	8.4	前日の安政東海地震とともに、全国広範囲で大被害。広島では屋根の揺れ幅が 1.6~1.7 尺 (0.5m) であった。						
嘉永 7 年 (1854 年) 12 月 26 日 安政元年※	伊予西部	7.3~7.5	安政東海地震、安政南海地震と时期的に接近し、記録からは被害が分離できない。広島では、安政南海地震と同じぐらいの揺れに感じられたという。						
安政 4 年 (1857 年) 10 月 12 日	芸予地震	7.25±0.5	三原で藩主の石塔など破損。広島で家屋の破損あり。呉で石垣崩れ、門倒れなどあり。郷原 (呉市) で土堤割れなどあり。						
明治 5 年 (1872 年) 3 月 14 日	浜田地震	7.1±0.2	中野村 (北広島町) で亀裂 (延長 500m) を生じ、家土蔵半潰 15、橋梁落下 2 を生じた。広島県内各地で小被害、家屋倒壊もあった。						
明治 38 年 (1905 年) 6 月 2 日	芸予地震	6.7	沿岸部、特に広島、呉、江田島、宇品で揺れが強かった。広島監獄は埋立地にあり、第 14 工場が倒潰し死者 2、負傷者 22 を出した。その他瓦、壁土、庇の墜落がり、広島駐車場の入口の庇と廊下が倒れ負傷者 11、宇品は明治 17 年以降の埋立地で被害大きく、江田島の兵学校内にも亀裂や建物の被害があった。						
			被害総括						
			郡市	死	傷	全潰	半潰	破損	煙突損壊
			広島市	4	70	36	20	25	25
			呉市	6	86	5(51)	25(57)	(5,957)	
			安芸郡	1	1	1	1		
賀茂郡		2	5		14	1			
佐伯郡			2	1					
安佐郡		1	7		1				
合計	11	160	56	47	40	26			
出典：地震予防調査会報告 1905 No. 53 ( )内は、中央気象台の記録									
昭和 21 年 (1946 年) 12 月 21 日	南海地震	8.0	全国広範囲で大被害。広島県で負傷者 3、住家全壊 19、半壊 42、非住家全壊 30、半壊 32、道路損壊 2						
昭和 24 年 (1949 年) 7 月 12 日	安芸灘	6.2	呉で死者 2、道路の亀裂多く、水道管の破断、山林の一部崩壊などの被害があった。						
平成 11 年 (1999 年) 7 月 6 日	広島県南東部	4.5	負傷者 1 (震度 4) 物的被害なし [広島県調べ]						
平成 12 年 (2000 年) 10 月 6 日	鳥取県西部地震	7.3	震源近傍では震度 6 弱~6 強となり、鳥取県を中心に負傷者 182 名、住家は全壊 435 棟、半壊 3,101 棟、一部損壊 18,544 棟等の被害。また、延べ 17,402 戸が停電し、各地で断水などの被害 [内閣府 (2003) 8]。広島県では強いところで震度 4 となり県内で住家 6 棟が一部破損した。[広島県調べ]						
平成 13 年 (2001 年) 3 月 24 日	芸予地震	6.7	広島県で強いところで震度 6 弱となり、死者 1 名、重軽傷者 193 名、住家の被害は、全壊 65 棟、半壊 688 棟、一部損壊 36,545 棟の被害が発生した。[広島県調べ]						
平成 18 年 (2006 年) 6 月 12 日	伊予灘	4.7	負傷者 4 (重傷 1、軽傷 3)、住家一部損壊 2 棟 [広島県調べ]						
平成 23 年 (2011 年) 11 月 21 日	広島県北部	5.4	負傷者 2 (震度 5 弱) [広島県調べ]						
平成 26 年 (2014 年) 3 月 14 日	伊予灘	6.2	負傷者 1 (震度 5 弱) [広島県調べ]						
令和 6 年 (2024 年) 4 月 17 日	広島県南部	6.6	負傷者 2、住家一部損壊 1 棟 [広島県調べ]						

※寛永 7 年 11 月 27 日 安政に改元

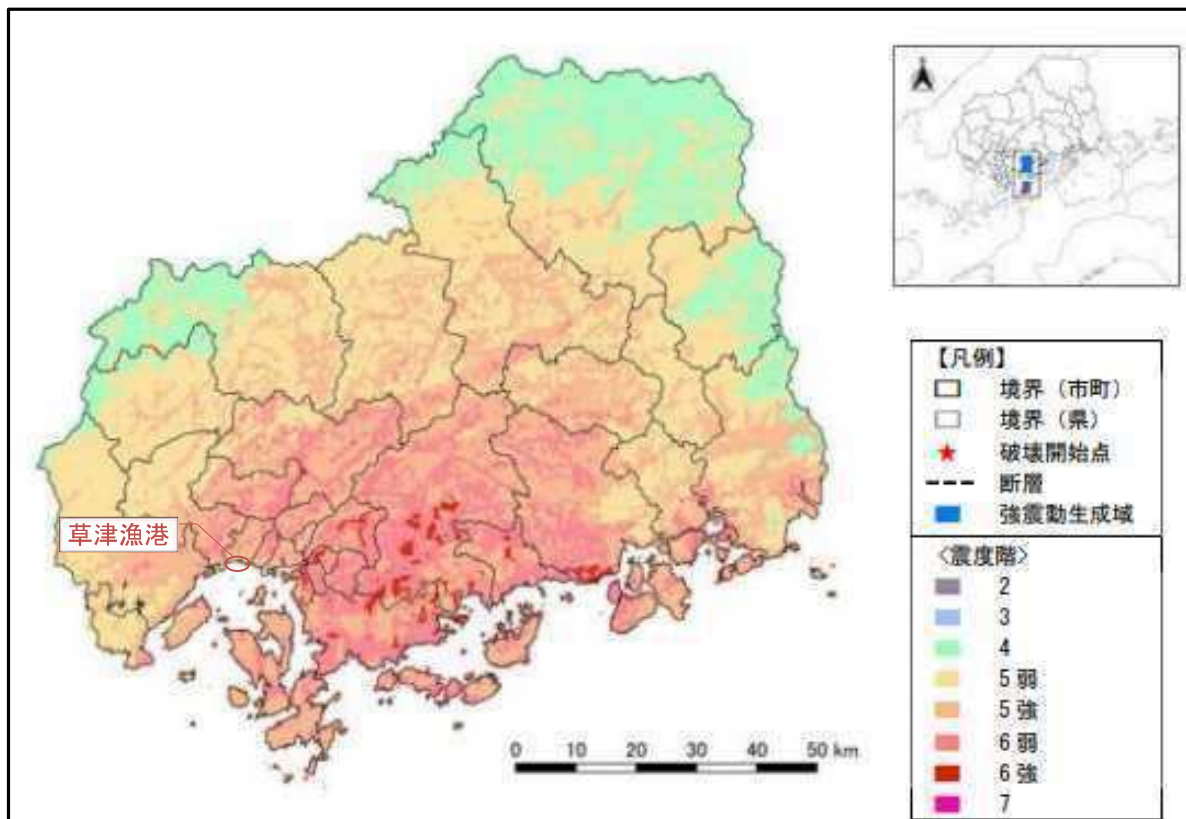
資料：広島県地震被害想定調査報告書 令和 7 年 10 月 P. I-9~I-11

■草津漁港における地震被災例

広島県に大きな被害をもたらした平成 13 年 3 月 24 日芸予地震では、草津漁港の南側岸壁(-5.5m)及び東側岸壁(-7.5m)が被災し、岸壁法線に平行な複数のクラックが生じ、法線はらみ出しは最大で約 30 cm、さらに背後地盤の沈下により約 25 cmの段差が生じた。(写真 1、写真 2 参照)

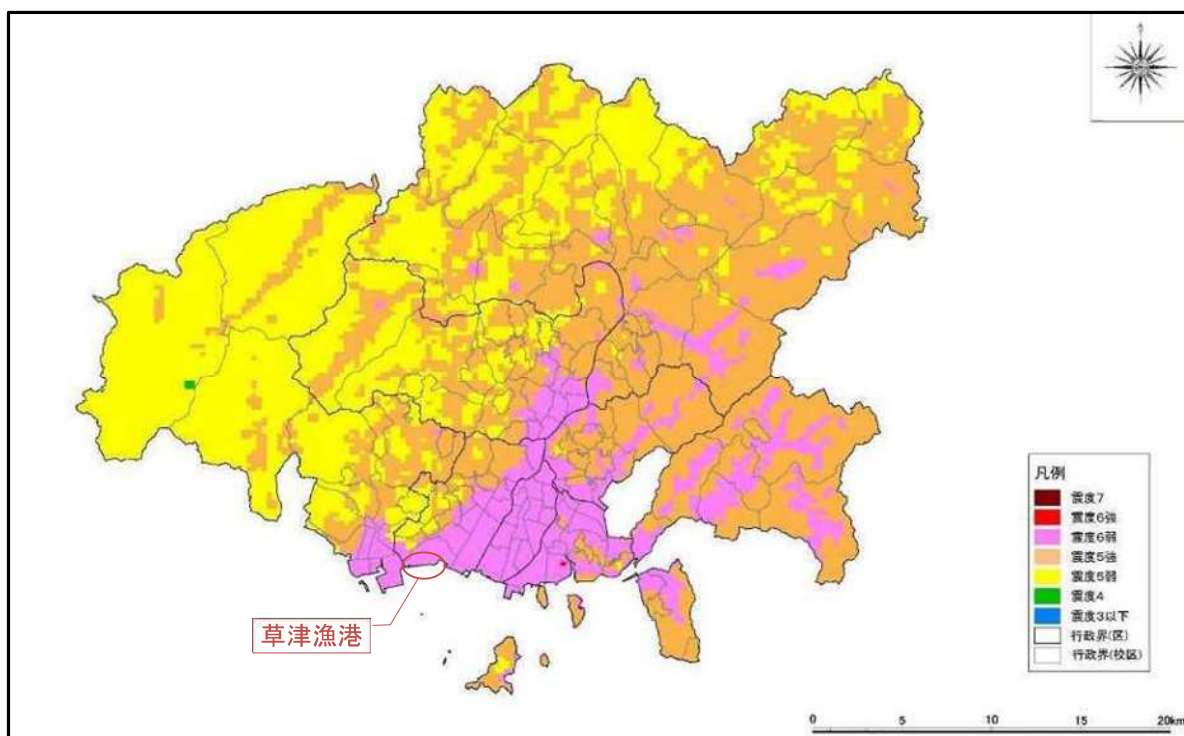


(出典：2001 年 3 月 24 日芸予地震被害報告書 (社) 土木学会芸予地震被害調査団)



資料：広島県地震被害想定調査報告書 令和 7 年 10 月 P. III-5

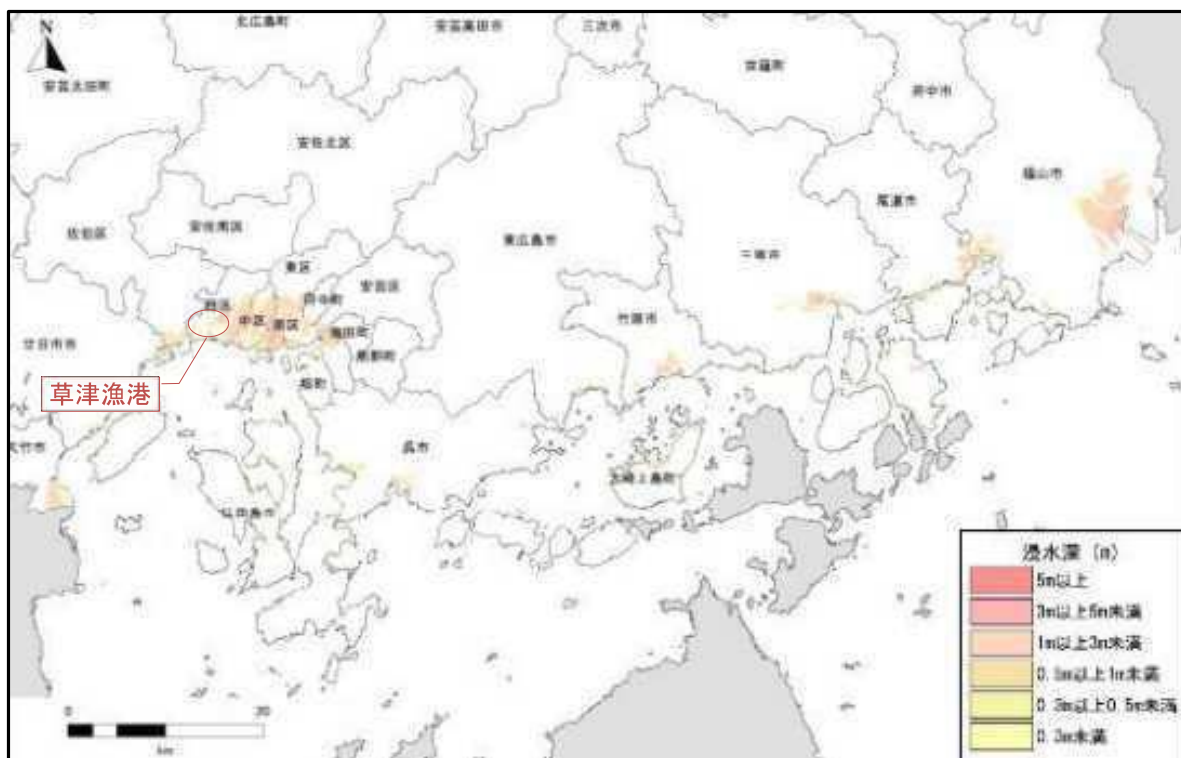
図 3-1 地震による施設の被害想定 (広島県域)【安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震】



資料：広島市 HP「広島市地震防災マップの活用について」

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigainfo/484.html>

図 3-2 地震による施設の被害想定（広島市域）【安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震】



資料：広島県地震被害想定調査報告書 令和7年10月 P. III-95

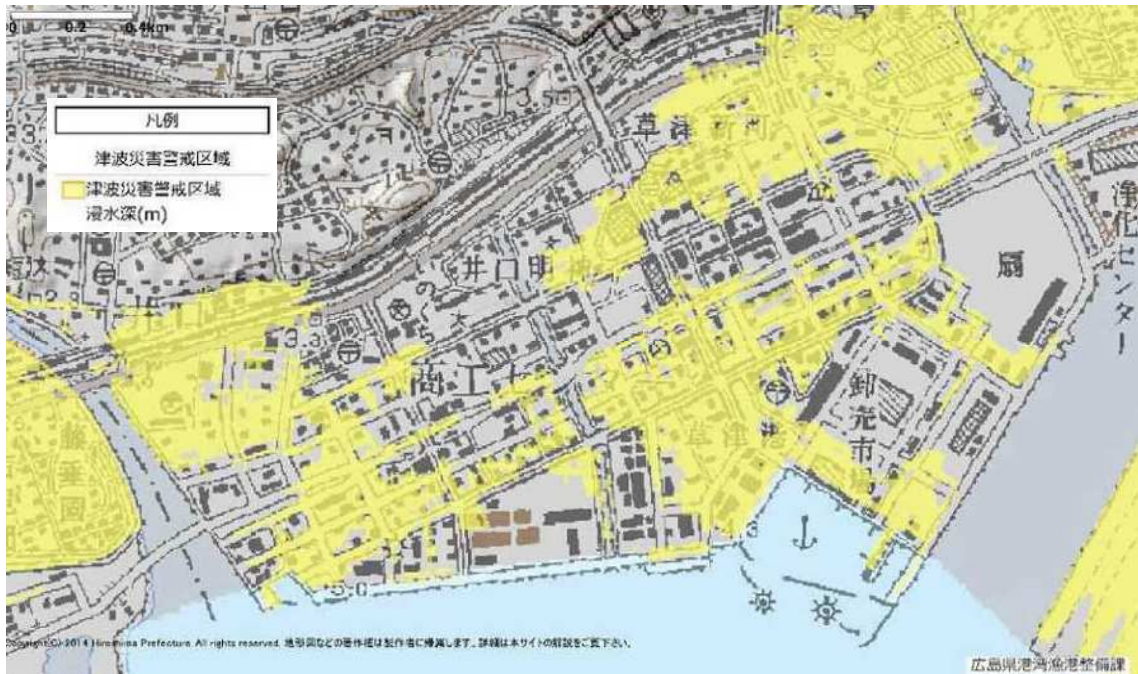
図 3-3 津波による最大浸水深分布図【南海トラフ巨大地震】



資料：高潮・津波災害ポータルひろしま HP「津波災害警戒区域図/津波浸水想定図」

<https://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/mapTsunami.aspx>

図 3-4 津波による浸水分布（広島市域）【南海トラフ巨大地震】

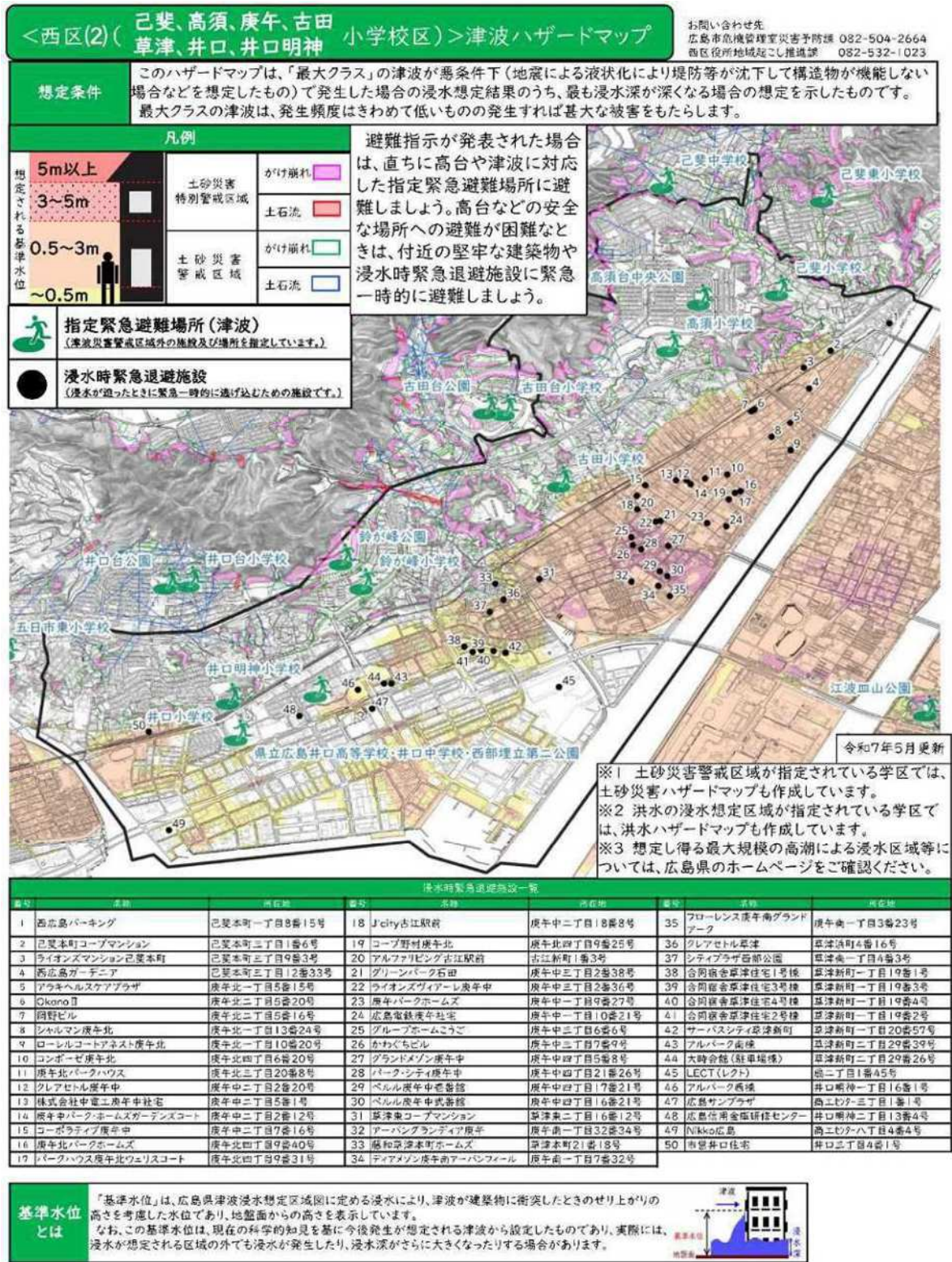


資料：高潮・津波災害ポータルひろしま HP「津波災害警戒区域図/津波浸水想定図」

<https://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/mapTsunami.aspx>

図 3-5 津波による浸水分布（草津漁港周辺）【南海トラフ巨大地震】

■草津漁港周辺の津波ハザードマップ（緊急避難場所と緊急避難施設）



## (2) 高潮(台風)

### ■高潮(台風)

広島県における過去の主な高潮（台風）災害は、表 3-2 に示すとおりである。

ハード整備だけでは防ぐことができず、設計外力を大きく上回る高潮に対して、最悪の事態を想定し、危機管理・避難警戒体制の充実を図る必要がある。このため、広島県では、想定し得る最大規模の高潮による浸水の危険性について、県民に知らせ、避難行動に資することを目的として、国が作成した「高潮浸水想定区域図作成の手引き（Ver. 2.10）」に準拠して、高潮浸水想定区域図を作成（令和4年3月）し、想定し得る最大規模の高潮による浸水区域、浸水深さ及び浸水継続時間を公表している。

広島県で策定された高潮浸水想定区域図を、図 3-6 に示す。

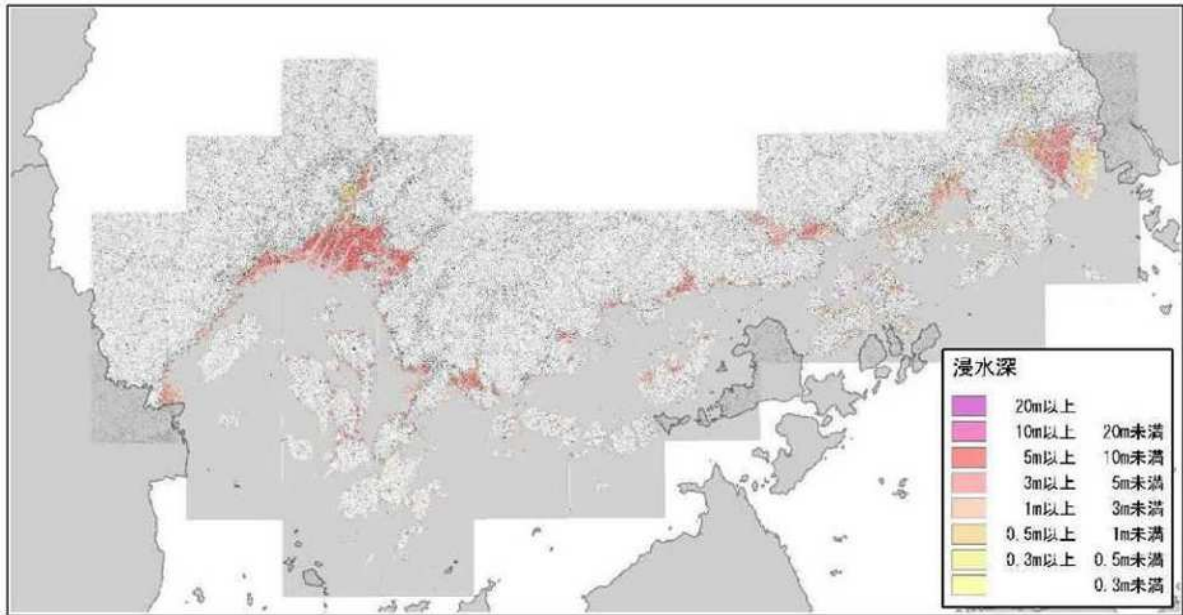
<b>想定最大規模の高潮：浸水面積 62.9km<sup>2</sup>、最大高潮水位（T.P.+m）8.1m【広島市】</b>	
【想定台風】	中心気圧 910hPa（室戸台風級を想定）
	最大旋衡風速半径* 75km（伊勢湾台風級を想定）
	台風の移動速度 73km/h（伊勢湾台風級を想定）
*最大旋衡風速半径とは、台風の中心から台風の周辺で風速が最大となる地点までの距離	

表 3-2 広島県の主な高潮災害

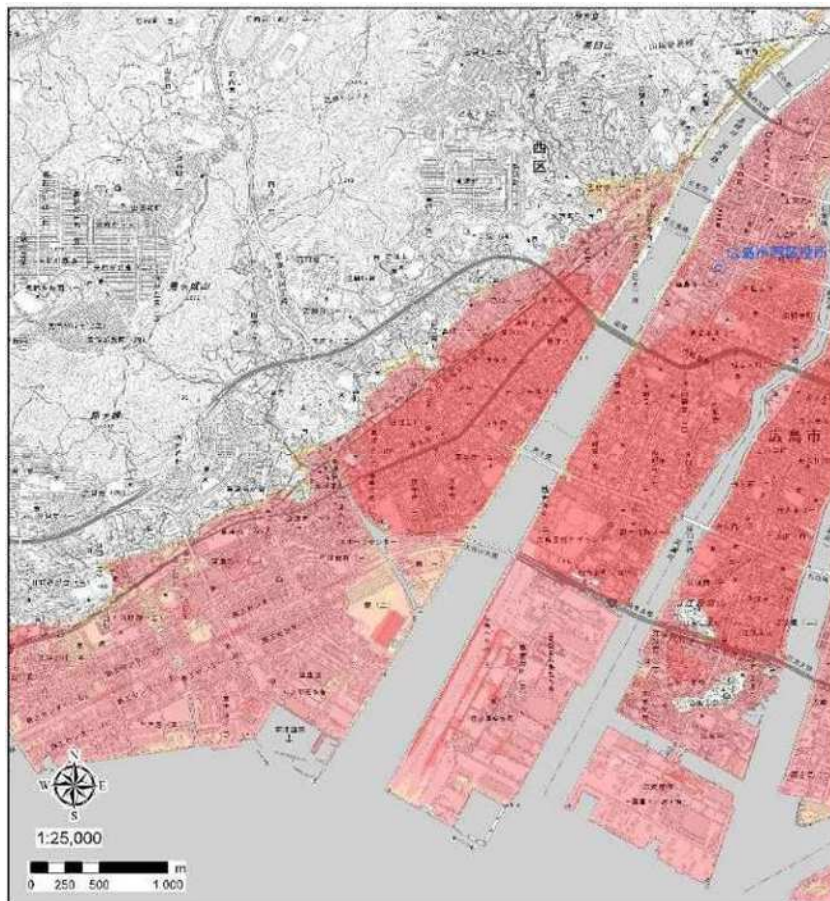
発生日月	台風名	広島県下の被害状況			気象・海象状況	
		死者	床上浸水戸数	床下浸水戸数	最高潮位(T.P.)	最大風速(風向)
昭和20年9月7日	枕崎台風	2,558	2,4168	28,358	—	30.2m/s (N)
昭和26年10月15日	ルース台風	166	5,726	17,863	—	33.9m/s (S)
⋮						
昭和51年9月13日	台風17号	16	321	6,353	2.02m	21.5m/s (S)
昭和53年9月15日	台風18号		303	3,730	2.46m	19.4m/s (SSE)
昭和55年9月11日	台風13号	—	52	2,961	2.26m	18.4m/s (S)
平成3年9月14日	台風17号	—	1	35	2.12m	23.1m/s (S)
平成3年9月27日	台風19号	6	3,005	9,162	2.92m	36.0m/s (S)
平成11年9月24日	台風18号	5	141	1,033	2.87m	32.1m/s (SSE)
平成16年8月30日	台風16号	—	1,379	5,799	2.90m	12.7m/s (SSW)
平成16年9月7日	台風18号	5	860	3,128	2.77m	33.3m/s (S)

資料：広島県高潮浸水想定区域図について【想定最大規模】（解説） 令和4年3月 広島県

【広島県全域】



【広島市：草津漁港周辺】



資料：想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域図について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/103/souteisaidaitakashio.html>

図 3-6 最大規模の高潮に対する最大の浸水域及び浸水深

### 3.3. 想定される被害及び問題点・課題の把握

✓ 草津漁港における、各機能で想定される被害の内容・程度と、被災時の問題点・課題を示す。

表 3-3 想定される被害及び問題点・課題の整理 (1/2)

生産流通過程	必要な主な機能	機能維持のために必要な施設・設備	想定される被害及び問題点・課題
共通	必要な資器材の供給	人	○負傷や通勤不能により業務が停止する可能性あり。 ⇒地震発生時の安全確保が重要。臨時の人員雇用では作業効率低下。
		水	○給水管が破損して、水不足になる可能性あり。 ⇒給水車などによる代替入手は供給量が限られるため、飲料水や生活用水としての利用が優先され、漁業活動等への利用は難しい。
		氷	○製氷設備が損傷を受けて、水不足になる可能性あり。 ⇒大量の氷の代替入手は難しい。船への供給は他港での水補給も検討する必要あり。
		電気（電柱、送電線）	○地震により、送電線などが被害を受けて、停電になる可能性あり。 ⇒事前対策として、非常用電源の設備を整える方法がある。事後対策として、発電機や移動電源車の手配を検討する必要あり。
		情報通信	○通信設備の被害や通信混雑により、電話・FAX・インターネット等の通信が途絶える可能性あり。 ⇒災害に強い通信設備の準備が必要。事後対策として、移動通信車や衛星携帯電話の調達を検討する必要あり。
		漁船	○係留時に船舶が激しく動揺し、転覆・損傷する可能性あり。 ⇒安全に係留できる係留場所の確保が必要である。
		船舶燃料	○燃料供給ができなくなる可能性あり。 ⇒代替調達先を確保しておく必要がある。必要に応じ、他漁港等での給油を検討する必要あり。
		漁具、養殖資材	○漁具や養殖資材の流失や散乱、破損の可能性あり。 ⇒漁具や養殖資材の予備の準備が求められる。また、置場スペースの確保が必要となる。
		照明灯（臨港道路・ヤード・岸壁等）	○停電や設備の損傷により、使用できない可能性あり。 ⇒バッテリー式の照明機材レンタルを検討する必要あり。
		事務所	○施設建物が損傷し、利用できなくなる可能性あり。 ⇒早期に損傷の度合いを確認（危険度判定）することや代替の施設を確保する必要がある。
飲料水、食料	○交通網が乱れ、調達困難となり、不足する可能性あり。 ⇒備蓄の確保が必要。長期間にわたる場合、船やヘリを使った物資供給が必要となる。		
漁場	漁業活動機能	漁場	○津波により瓦礫や漂着物が散乱し、安全に利用できない可能性あり。 ⇒瓦礫や漂着物を早期に取り除く必要がある。
		養殖施設	○津波により養殖施設の損傷や流出が発生する可能性あり。 ⇒速やかな応急復旧のために、補修資材を確保しておく必要がある。
漁港	漁港機能	航路、泊地	○津波により漂流物が散乱し、安全に利用できない可能性あり。 ⇒漂流物の流入を防ぐ対策や早期に取り除くことが課題である。
		標識灯	○故障や停電が発生して標識灯が消灯する可能性あり。 ⇒速やかに応急復旧できる体制を整える必要がある。
		外郭施設	○地震や津波により、大きな変位・倒壊・損傷が発生する可能性あり。 ⇒必要に応じて耐震化・耐津波化を検討する必要あり。また、速やかに応急復旧できる体制を整える必要がある。
		係留施設（岸壁・エプロン等）	○地震や津波により、大きな変位・倒壊・損傷が発生する可能性あり。 ⇒必要に応じて耐震化・耐津波化を検討する必要あり。また、速やかに応急復旧できる体制を整える必要がある。
		用地	○地震により、液状化が発生する可能性あり。 ⇒必要に応じて液状化対策を検討する必要あり。また、速やかに応急復旧できる体制を整える必要がある。
		倉庫	○津波や地震により損傷する可能性あり。 ⇒速やかに応急復旧できる体制を整える必要がある。

表 3-4 想定される被害及び問題点・課題 (2/2)

生産 流通 過程	必要な主な 機能	機能維持のために 必要な施設・設備	想定される被害及び問題点・課題 【一】は被害が小さいと想定されるもの
加工	加工機能	加工施設	○津波や地震により倒壊・損傷する可能性あり。 ⇒速やかに応急復旧できる体制を整える必要がある。被災状況によっては、代替施設の確保が必要となる。
		陸揚機械 (クレーン・バルコン等)	○停電や機械の損傷等で使用できない可能性がある。 ⇒事前対策として、予備設備を確保すること望まれる。事後対策としては代替設備を手配する必要あり。
		取水施設	○施設建物が損傷し、利用できなくなる可能性あり。 ⇒事前対策として、予備設備を確保すること望まれる。事後対策としては、代替施設を調達する必要がある。
		蓄養施設	○施設建物が損傷し、利用できなくなる可能性あり。 ⇒速やかに応急復旧できる体制を整える必要がある。被災状況によっては、代替施設の確保が必要となる。
		荷役機械 (フォークリフト等)	○津波により、損傷・浸水する可能性がある。 ⇒安全な保管場所の確保が必要である。また、事後対策としては、代替開会の調達が必要となる。
流通	輸送機能	臨港道路	○道路が陥没などの損傷を受け、通行止めが発生する可能性がある。 ⇒速やかに応急復旧できる体制を整える必要がある。
		車両	○浸水により、走行不能となる可能性あり。 ⇒浸水しない場所への駐車場確保が必要となる。
		出荷先	○風評被害等により、出荷先が制限される可能性がある。 ⇒出荷先に状況を速やかに伝達する手段を確保する必要がある。



図 3-7 地震・津波による施設の被害想定（草津地区）



図 3-8 地震・津波による施設の被害想定（井口地区）

- その他の被害
- 従業員の不足
  - 停電・断水
  - 氷の不足
  - 船舶燃料の不足
  - 周辺道路の渋滞